日調連発第４６６号
平成２３年3月２５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会
災害対策本部長　　松　岡　直　武

環境省からの協力依頼について（情報提供）

去る 3 月 11 日（金）東北地方太平洋沖地震発生と同時に、日調連災害対策本部から政府・関係機関に働きかけ、阪神・淡路の復興支援の経験を活かし、災害復興事業の第一歩が土地の境界の画定であることを主張してきました。

その声が、政府に届き、連合会に対し、環境省災害廃棄物対策特別本部長から「環境に配慮した復興」への協力要請（別紙 1）が発せられました。

この協力要請に沿って、被災地にある土地家屋調査士会や被災地に近い土地家屋調査士会には、連合会からもこの協力要請をお願いし、被災状況の把握と被災地にある土地家屋調査士会との連携を深めるようお願いをしているところです。

復旧のため一般の交通機関が閉鎖される困難な状況の中、現地の実情を踏まえ、政府関係者とも復興に向けての情報交換を行っている段階ですが、法務省からは、関係機関に対し、「土地の境界を示す境界標識や石垣等の地物の保存」を求めるべく周知が行われ、日調連災害対策本部からも関係機関等に周知するよう依頼（別紙 2）が届いています。

また、本日（3 月 25 日）示された、環境省災害廃棄物対策特別本部のお知らせ（別紙 3）の中に、被災者生活支援特別対策本部の下に設置された「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」（小川敏夫法務副大臣を座長、辻惠民主党議連幹事長ほか内閣法制局、警察庁、法務省、国土交通省、環境省等で構成）の指針によると「損壊家屋等の撤去について」の項目に土地家屋調査士等の記述があり、国又は地方自治体から復興に向けての協力の依頼が予測されますのでお知らせします。

添付資料

別紙 1　「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震からの環境に配慮した復興へのご協力について」

別紙 2　「東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について（依頼）」

別紙 3　「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について（お知らせ）」

平成23年3月15日

日本土地家屋調査士連合会

会長　松岡　直武　様

環境省災害廃棄物対策特別本部長
環境大臣政務官　樽高　剛

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震からの
環境に配慮した復興へのご協力について

この度の地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心から痛ましく思いますとともに、一日も早い復興をお祈りいたしております。

さて、被災地では、膨大な量の生活ごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物が発生しており、これらは、災害応急活動の妨げとなるだけでなく、衛生状況の悪化による病気の発生など、二次災害の発生を招くおそれがあり、その適正な処理を進めることが急務となっております。

環境省としては、被災地の復興の契機となる災害廃棄物の早急な処理を進めると同時に、環境に配慮した復興支援にも積極的に取り組むこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、事情をご高察の上、可能な限り被災地の復興にご協力をお願い申し上げます。

一日も早い被災地の復興にご支援いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

法務省民二第７３９号
平成２３年３月２４日

日本土地家屋調査士会連合会
東北地方太平洋沖地震災害対策本部長　　殿

法務省民事局民事第二課長

東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について（依頼）

標記地震による被災地域において，倒壊家屋の撤去等の復旧作業が開始されたところですが，土地の境界を示す境界石，コンクリート杭，金属鋲等の境界標識はもとより，塀・石垣の基礎部分，側溝なども土地の位置，境界を確認するために重要な役割を果たしますので，これらについて可能な限り保存するよう関係作業機関等への周知を依頼しました。

ついては，貴会会員が土地関係の相談等に当たる場合にも，この趣旨を踏まえて対応されるよう関係者に周知方配慮をお願いします。

参　考

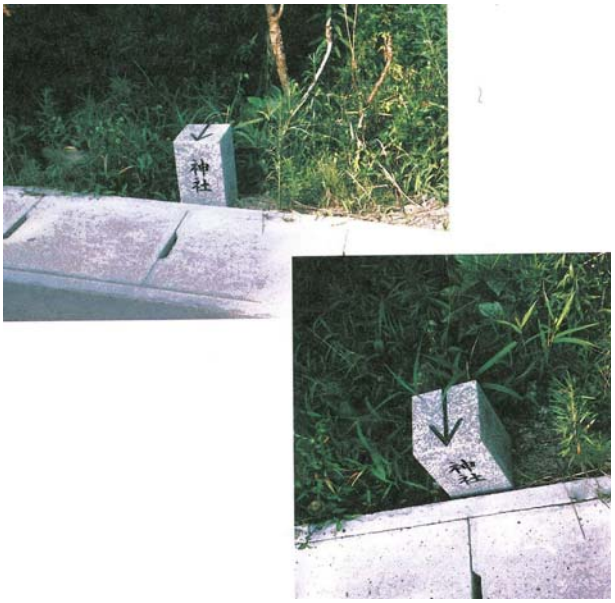


石杭





コンクリート杭

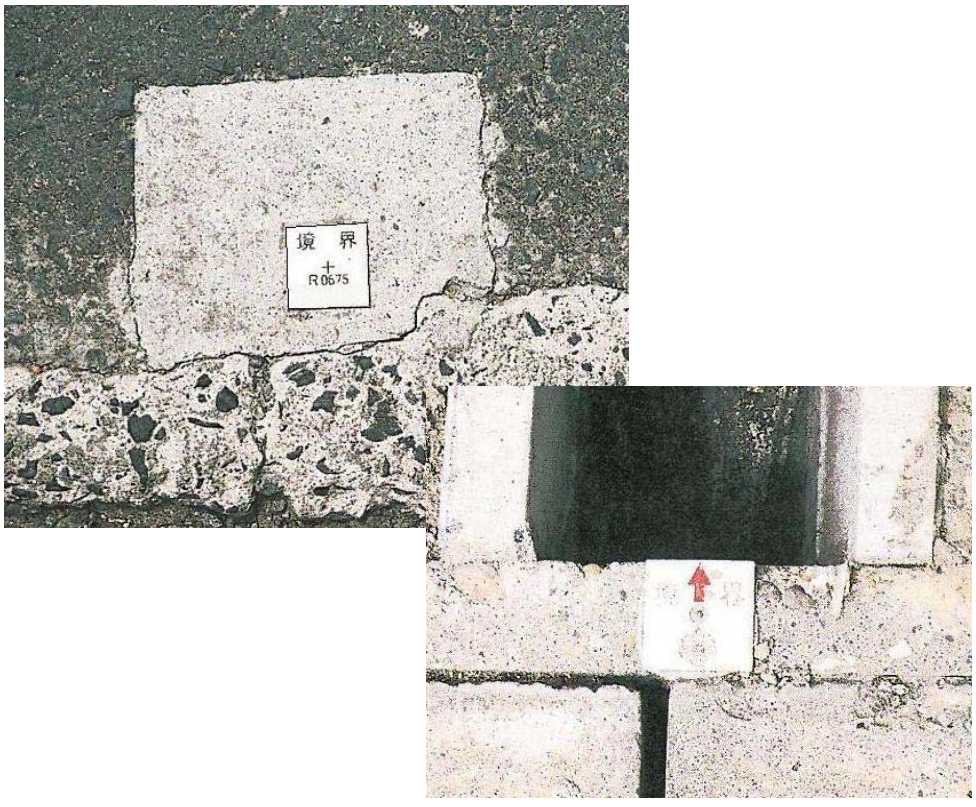


金属標

（お知らせ）

# 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について

平成２３年３月２５日（金）
環境省災害廃棄物対策特別本部
直　　通：03－5501－3152
代　　表：03－3581－3351
課　　長：奥主喜美（内線 6120）
係　　長：近藤慎吾（内線 6809）
係　　長：播磨哲平（内線 6857）

被災者生活支援特別対策本部の下に設置された「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」において、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」を取りまとめ、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣から関係県知事に通知しましたので、お知らせいたします。

今般、被災者生活支援特別対策本部の下に設置された「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」（小川敏夫法務副大臣を座長とし、辻恵民主党法務部門会議座長、田島一成民主党環境部門会議座長及び内閣法制局、警察庁、法務省、国土交通省、環境省等の担当部局長で構成）において、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」を取りまとめ、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣から関係県知事に通知を行いました。

平成２３年３月２５日

○○県知事　　○　○　○　○　様

被災者生活支援特別対策本部長　　松　本　　龍

環境大臣　　松　本　　龍

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について

このたびの東北地方太平洋沖地震による甚大な被害に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災者の生活支援のために御尽力いただき感謝申し上げます。

今般、被災者生活支援特別対策本部の下に設置された「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」（小川敏夫法務副大臣を座長とし、辻惠民主党法務部門会議座長、田島一成民主党環境部門会議座長及び内閣法制局、警察庁、法務省、国土交通省、環境省等の担当部局長で構成）において、別添のとおり、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」を取りまとめましたので、通知いたします。

貴管内市町村が東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等を行うに当たり、本指針を参考としていただけますよう、貴職におかれましては、本指針の周知方よろしくお願いいたします。

別　添

# 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

## １．作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

## ２．損壊家屋等の撤去について

### （１）建物について

○　倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。

○　本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。

○　敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。

○　建物内の動産の扱いについては、後記（４）による。

### （２）自動車について

○　外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。

○　上記以外の自動車については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。

○　上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に写真等で記録しておくことが望ましい。

○　原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。

○　自動車内の動産の扱いは後記（４）による。

（３）船舶

○　外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、廃棄する。

○　上記以外の船舶については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。

○　移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。

○　上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。

○　船舶内の動産の扱いは後記（４）による。

（４）動産（自動車及び船舶を除く。）

○　貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。

○　位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。

○　上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

参 考

# 検討会議の位置づけ

## 緊急災害対策本部

本部長　内閣総理大臣

副本部長　防災担当大臣
官房長官
総務大臣
防衛大臣

本部員　全閣僚、危機管理監
ほか

## 被災者生活支援特別対策本部

本部長　松本防災担当大臣

本部長代理　片山総務大臣
仙谷官房副長官

副本部長　平野内閣府副大臣（事務局長兼務）

### 災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議

座長　法務副大臣　小川　敏夫

民主党法務部門会議座長　辻　惠
民主党環境部門会議座長　田島　一成
内閣法制局、警察庁、法務省
国土交通省、環境省　等　担当部局長